

補助申請の流れ その1 (道路の確認～事前相談書の提出～現場確認)

1. 補助制度全般について確認

補助制度全般、事前相談書の提出方法のご確認やお問い合わせ【耐震・空家対策課 TEL435-1091】

2. 塀に面している道路の確認

撤去予定のブロック塀等が「建築基準法上の道路」に面しているかの確認【耐震・空家対策課】
(詳細・法律的な内容は【建築指導課 435-1100】で確認してください。)

全ての塀が「建築基準法上の道路」
に面している

一部又は全ての塀が「建築基準法上の道路」
に面していない

「建築基準法上の道路」でない部分が「通学路」であるかの確認
【学校支援課 TEL435-1139】(耐震・空家対策課では確認できません)

「通学路」である

「通学路」でない

「通学路の証明」をしてもらう(※)
【学校支援課 本庁11階】

上記で確認された「建築基準法上の道路」及び「通学路(証明書の発行があるものに限る)」に
面している塀の部分が補助の対象となります。

3. 塀の点検

「塀の点検表」で耐震対策が必要か塀の状況確認してください。

4. 事前相談書の提出(持参)(補助申請の2週間前まで)

事前相談書の提出(持参)【耐震・空家対策課 本庁8階】
(別紙「提出書類一覧 書類①」参照)

5. 現場確認【耐震・空家対策課】

後日、市の職員が現場確認を行い、調査結果を連絡します。(原則、立会は必要ありません。)

(※)「通学路の証明」の申請方法、証明までの期間については、
学校支援課(Tel 435-1139)までお問合せください。

「補助申請の流れ その2」に続く

補助申請の流れ その2（補助申請～工事～完了報告～補助金交付）

「補助申請の流れ その1（道路の確認～事前相談書の提出～現場確認）」からの続き

6. 補助申請（12月11日まで）

補助金等交付申請書の提出（持参）【耐震・空家対策課 本庁8階 TEL435-1091】
（別紙「提出書類一覧 書類②」参照）

7. 交付決定通知書の送付【耐震・空家対策課】

提出書類・内容に不備がなければ、市から「補助金等交付決定通知書」を郵送します。

8. 契約・工事の着手

「補助金等交付決定通知書」が到着後、工事の契約・着手を行ってください。

9. 工事完了・実績報告（2月10日まで）

「補助事業等実績報告書」を提出（持参）【耐震・空家対策課】
（別紙「提出書類一覧 書類③」参照）
（注）工事完了後、30日以内かつ令和9年2月10日までに提出が必要です。

10. 確定通知【耐震・空家対策課】

提出書類・内容に不備がなければ、市から「補助金等確定通知書」を郵送します。

11. 補助金の交付（振込）【耐震・空家対策課】

補助金等交付請求書に基づき、補助金の交付（振込）を行います。

提出書類一覧

ブロック塀
耐震対策

書類① 事前相談

1. 事前相談書（様式有り）
2. 付近見取図
3. 道路に面する全てのブロック塀等の配置図、平面図（①構造 ②高さ ③長さ ④厚さ等明記）、その他仕様が分かる書類
4. 道路に面する全てのブロック塀等の現況写真
5. 塀の点検表（別記様式第1号または第2号）
6. 通学路である旨の証明書一式（建築基準法上の道路と重複する場合は不要）

書類② 交付申請

1. 補助金等交付申請書（ブロック塀等耐震対策）（別記様式第1号）
2. 耐震対策事業計画書及び収支予算書（ブロック塀等耐震対策）（別記様式第3号）
3. 市税の完納証明書（市税が非課税の場合は非課税証明書）
（市役所2階 税証明交付窓口、サービスセンターにて発行。納付を確認できる書類が必要な場合があります。）
4. 耐震対策費の見積書（撤去・新設の長さを記載し、各内訳がわかるもの）
5. 口座振替申出書及び振込先口座の確認ができるもの（預金通帳のコピー等）
【軽量のフェンス等を新設する場合】
6. 軽量のフェンス等の図面（①配置図 ②立面図 ③断面図 ④フェンスのカタログ）
7. 狭あい道路拡幅整備協議結果通知書の写し、協議結果の図面
（※2項道路に面したブロック塀等を撤去した後に、軽量のフェンス等を新設する場合で道路後退が必要な場合。）

書類③ 実績報告

1. 補助事業等実績報告書（ブロック塀等耐震対策）（別記様式第4号）
2. 耐震対策費の領収書の写し（姓名が記入されているもの）
3. 耐震対策工事の写真（①施工前 ②施工中 ③完了後（対象長さを計測したもの）等）
4. 補助金等交付決定通知書（ブロック塀等耐震対策）の写し
5. 補助金等交付請求書（ブロック塀等耐震対策）（別記様式第6号）

※ その他、必要に応じて市長が別途、書類の添付を求める場合があります。